明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○勤労者財産形成促進法施行令第三十六条第二項及び第三項の基準を定める省令の一部を改正する省令（厚生労働・国土交通一）　二
〔告　示〕
○日本国に帰化を許可する件（法務五四）　二
○国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置等の対象となるハイチにおける平和等を脅かす行為等に関与した者等を指定する件の一部を改正する件（外務六四）　三
○バヌアツ共和国における災害及び移動のリスクに対する強靭性強化計画のための贈与に関する日本国政府と国際移住機関との間の書簡の交換に関する件（同六五）　四
○エクアドル共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とエクアドル共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同六六）　四
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第七十五条第二項及び第三項の規定により厚生労働大臣の指定する医薬品の一部を改正する件（厚生労働五二）　四
○組換えＤＮＡ技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続を経た物の公表を行う件（同五三）　四
○保安林の指定をする件（農林水産四四一～四四八）　四
○自転車競技法施行規則第十条第四号の規定に基づき、施設の規模、構造及び設備並びにこれらの配置の基準の一部を改正する件（経済産業二一）　六
○小型自動車競走法施行規則第十条第四号の規定に基づき、施設の規模、構造及び設備並びにこれらの配置の基準の一部を改正する件（同二二）　六
○登録調査機関が行う調査業務の一部廃止を許可した件（特許庁一）　七
○特定都市河川及び特定都市河川流域を指定する件（国土交通一三八）　八
○道路に関する件（関東地方整備局五二）　八
○道路に関する件（中部地方整備局二四）　八
○道路に関する件（中国地方整備局二九）　八
○都市計画に関する件（沖縄総合事務局二）　八
〔国会事項〕
内閣　八
〔人事異動〕
内閣　九
〔叙位・叙勲〕　九
〔皇室事項〕　一〇
〔官庁報告〕
官庁事項　一〇
令和六年度の溯河魚類のうちさけ及びますの個体群の維持のために国立研究開発法人水産研究・教育機構が実施すべき人工ふ化放流に関する計画（農林水産省）　一〇
九州地方整備局公示（九州地方整備局）　一〇
労　働　一〇
船員の特定最低賃金の改正決定に関する公示（北陸信越運輸局公示二、四国運輸局同二、沖縄総合事務局同二）　一〇
〔公　告〕
諸事項
裁判所　一一
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、会社更生、再生、所有者不明関係　一三
特殊法人等　三一
企業年金基金清算結了・清算人退任関係　三一
会社その他
司法書士懲戒処分、司法書士法人懲戒処分、建設業の許可の取消処分関係　一一

省　令

○厚生労働省国土交通省令第一号

勤労者財産形成促進法施行令（昭和四十六年政令第三百三十二号）第三十六条第二項の規定に基づき、勤労者財産形成促進法施行令第三十六条第二項及び第三項の基準を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月五日

厚生労働大臣　武見　敬三
国土交通大臣　斉藤　鉄夫

勤労者財産形成促進法施行令第三十六条第二項及び第三項の基準を定める省令の一部を改正する省令

勤労者財産形成促進法施行令第三十六条第二項及び第三項の基準を定める省令（平成十九年厚生労働省国土交通省令第一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正前	改正後
第一条　勤労者財産形成促進法施行令（以下「令」という。）第三十六条第二項の厚生労働省令・国土交通省令で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。 一　次のいずれかに該当するものであること。 イ　主要構造部（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第五号に規定する主要構造部をいう。）を耐火構造（同条第七号に規定する耐火構造をいう。）とした住宅であること。 ロ・ハ　（略） 二・三　（略） 2　（略）	**第一条**　勤労者財産形成促進法施行令（以下「令」という。）第三十六条第二項の厚生労働省令・国土交通省令で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。 一　次のいずれかに該当するものであること。 イ　特定主要構造部（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九号の二イに規定する特定主要構造部をいう。）を耐火構造（同条第七号に規定する耐火構造をいう。）とした住宅であること。 ロ・ハ　（略） 二・三　（略） 2　（略）

附　則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。